

酒井地区（厚木市）



令和7年10月撮影



地区名	酒井地区
施行者	厚木市酒井土地区画整理組合
施行面積	27.57ha
施行年度	令和元～令和8年度
認可年月日	令和元年9月13日
事業費	9,931百万円
減歩率	35.27%

酒井地区は、厚木市の南部に位置し、小田急小田原線「本厚木駅」から南に約2.8Km、同「愛甲石田駅」から東に約1.2Kmの地点にあり、東名高速道路「厚木IC」、新東名高速道路「厚木南IC」及び小田原厚木道路「厚木西IC」に近接しており、本地区の西側地区界沿いに計画されている都市計画道路3・4・8本厚木下津古久線、本地区内を北西から南に通る都市計画道路3・4・12酒井長谷線及び本地区南側の都市計画道路3・4・20酒井下津古久線の整備により、大幅な交通利便性の向上が見込まれているエリアに所在しています。

また、第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」においては、重点戦略の1つ「持続ある都市の発展を進める戦略」の中で、高規格道路の開通に伴う開発需要を適切にとらえて産業の集積を進めるとされており、厚木市都市マスタープランにおいては、南部産業拠点における土地利用検討ゾーンに位置付けられています。

こうしたことから、新たな産業機能の立地集積を誘導し、広域交通の結節点に相応しい拠点の形成を図るとともに、将来を見据えたまちづくりを展開することを目的として事業を進めています。

現況写真



設計図



伊勢原大山インターチェンジ周辺地区（伊勢原市）



令和7年4月撮影



地区名	伊勢原大山インターチェンジ周辺地区
施行者	伊勢原大山インター土地区画整理組合
施行面積	23.19ha
施行年度	令和2～令和10年度
認可年月日	令和3年1月8日
事業費	10,361百万円
減歩率	55.6%

伊勢原大山インターチェンジ周辺地区は、小田急小田原線伊勢原駅から北西約3kmに位置し、新東名高速道路に隣接する約23haの地区です。

本地区は、地区中央に位置する県道603号（上粕屋厚木）西富岡バイパスにより、直接伊勢原大山インターチェンジにアクセスでき、また、国道246号バイパスの整備が進められるとともに、新東名高速道路の全線開通が予定されています。

こうした利便性が飛躍的に向上する広域幹線道路網の要衝地である本地区は、伊勢原市の産業系土地利用を先導していくことが期待されています。

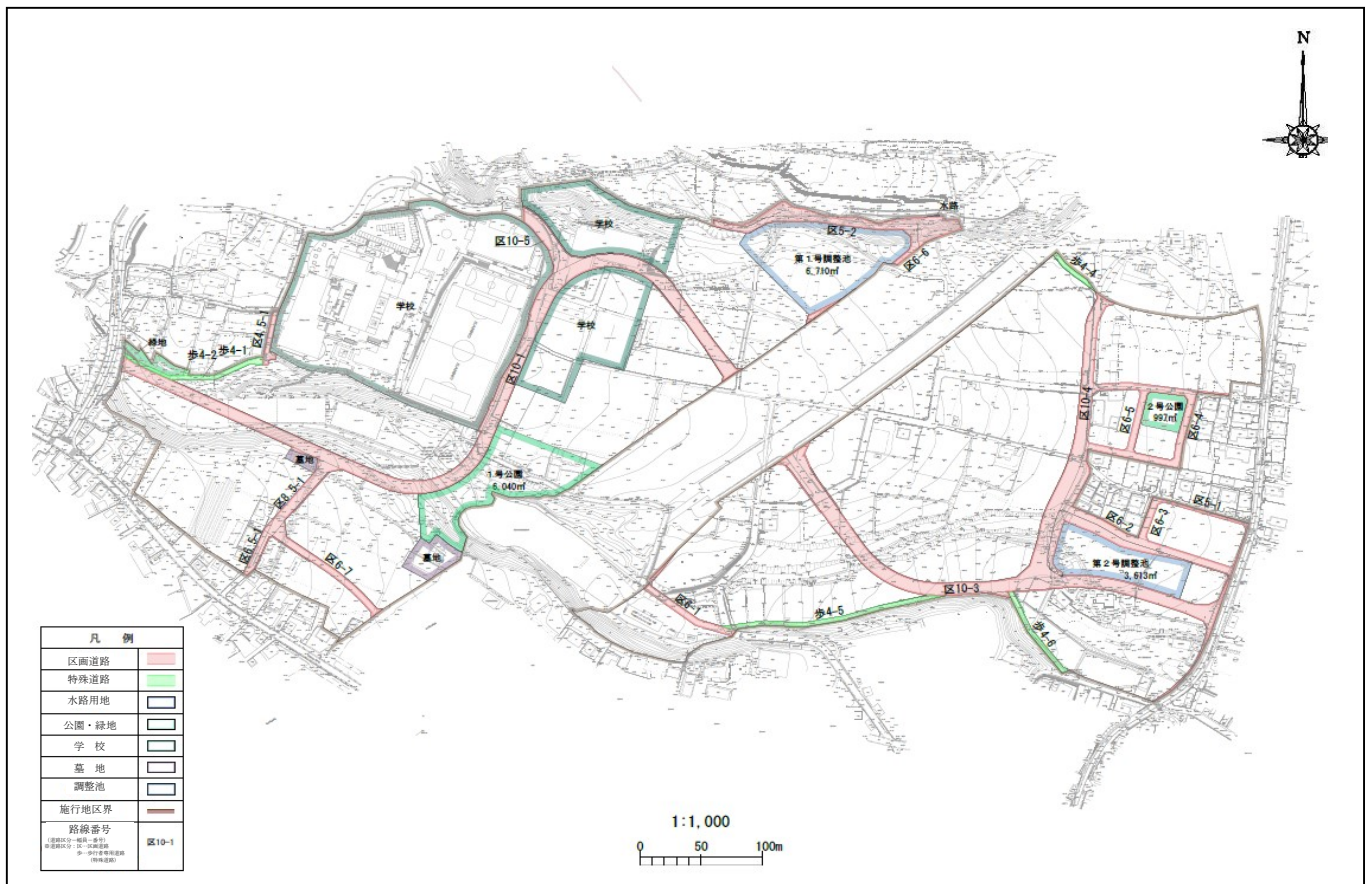
また、地区内には大学施設が立地するとともに、大山・日向観光の新たな玄関口となるなど、伊勢原市の持続可能な都市の構築に向け、多様な役割を担う地区となります。

現在は、「伊勢原大山インター土地区画整理組合」（2021年1月設立認可）が事業主体となり、新たな産業基盤の創出に向けて事業が進められています。

現況写真



設計図



中新田丸田地区（海老名市）



令和7年12月撮影



地区名	中新田丸田地区
施行者	海老名市中新田丸田地区土地区画整理組合
施行面積	6.67ha
施行年度	令和5～令和9年度
認可年月日	令和6年3月29日
事業費	4,127百万円
減歩率	42.10%

中新田丸田地区（以下「本地区」）は、海老名市西部に位置している小田急小田原線及び JR 相模線の「厚木駅」の東側に位置し、東京から約 40km、横浜から約 20km の圏内に位置しています。

地区の東側を都市計画道路 3・3・3 下今泉門沢橋線が南北に通じ、北側を小田急線高架が東西に通じ、西側を貫抜二号幹線（雨水）が南北に流れ、南側は市道 1 2号線が東西に通じ、これらに囲まれた面積約 6.67ha の区域となります。

本地区は、厚木駅周辺であることから海老名市都市マスタープランにおいて、地域の交流及び生活の拠点として都市機能の集積を促進し、コンパクトでまとまりのある市街地の形成を目的とした「地域交流拠点」として位置付けられています。また、立地適正化計画においては、将来の人口減少期においても効率的に人口密度の維持が可能なエリアである「人口維持重点エリア」に位置付けられています。

本事業は、厚木駅や市役所、総合病院の近くに新市街地を形成することで、今後見込まれている人口増加の受け皿だけでなく、将来的な人口減少社会にも対応できるよう、みどりの基本計画に基づいた近隣公園の整備による住環境の改善を図りつつ、昨今の豪雨災害の激甚化に対応可能な調整池の整備を通じた災害防止機能の強化により、魅力ある持続可能なまちづくりの実現を目的としています。

現況写真・完成イメージ



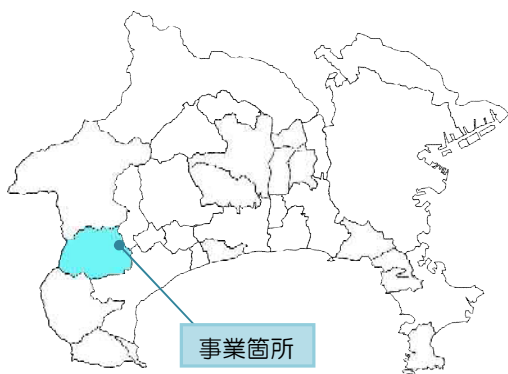
設計図



壺下竹松北地区（南足柄市）



平成 30 年 1 月撮影



地区名	壺下竹松北地区
施行者	南足柄市壺下竹松北土地区画整理組合
施行面積	11.59ha
施行年度	令和5～令和10年度
認可年月日	令和6年3月29日
事業費	2,959百万円
減歩率	49.7%

南足柄市壺下竹松北地区は、東名高速道路「大井松田 IC」から約4km、小田急小田原線と大雄山線の間位置する交通利便性の高い地区です。

新たな産業集積を図ることにより足柄地域全体の発展と活性化を目指す「足柄産業集積ビジョン構想」の先行整備地区として事業が進められており、豊富な水資源を有するとともに災害に強い地でもあることから、製造業を中心とした産業用地の創出に向け事業が推進されております。

地区の特性を生かし良好な市街地形成を実現するために、地権者の組織である「南足柄市壺下竹松北土地区画整理組合」（令和6年3月設立認可）により事業が進められています。

現況写真



設計図・完成イメージ



田端西地区（寒川町）



令和7年2月撮影



地区名	寒川町田端西地区
施行者	寒川町田端西地区土地区画整理組合
施行面積	18.94ha
施行年度	令和元～令和8年度
認可年月日	令和元年9月13日
事業費	6,218百万円
減歩率	24.4%

田端西地区は、寒川町の南西端に位置する東西約400m、南北約600m、面積約24.7ha※の地区です。

地区内に圏央道「寒川南IC」や東西方向を結ぶ県道44号（伊勢原藤沢）があり、地区東側には南北方向を結ぶ県道46号（相模原茅ヶ崎）に接しているなど交通アクセスが非常に良い地区です。

これまでの土地利用は大半が農地であるほか、住宅や工場、資材置き場等が点在しており、スプロール化の懸念がありました。

このような中で、圏央道「寒川南IC」などの立地特性を生かした工業・物流等の産業集積拠点として都市基盤整備を行い、良好な市街地形成を進めています。

※施行面積は、地区面積から圏央道や県道44号（伊勢原藤沢）を除く約18.94haとなります。

駅前通り線周辺地区（開成町）



地区名	駅前通り線周辺地区
施行者	開成町
施行面積	3.97ha
施行年度	令和3～令和15年度
認可年月日	令和3年6月10日
事業費	4,010百万円
減歩率	16.10%

町南東部では、小田急小田原線新駅「開成駅」を誘致し、駅を核としたまちづくりを進めるため、昭和54年に土地区画整理事業の施行区域「開成駅周辺地区」を都市計画決定しました。

駅前通り線周辺地区は、開成駅周辺地区の一部であり、小田急小田原線「開成駅」に近接した都市計画道路3・4・4駅前通り線沿道の近隣商業地域を含む、約3.97haの地区です。本地区の周囲では既に土地区画整理事業が施行され、都市計画道路3・4・4駅前通り線は本地区の東側及び西側区間、都市計画道路3・5・2中家下島線は本地区の南側区間の整備が完了しています。

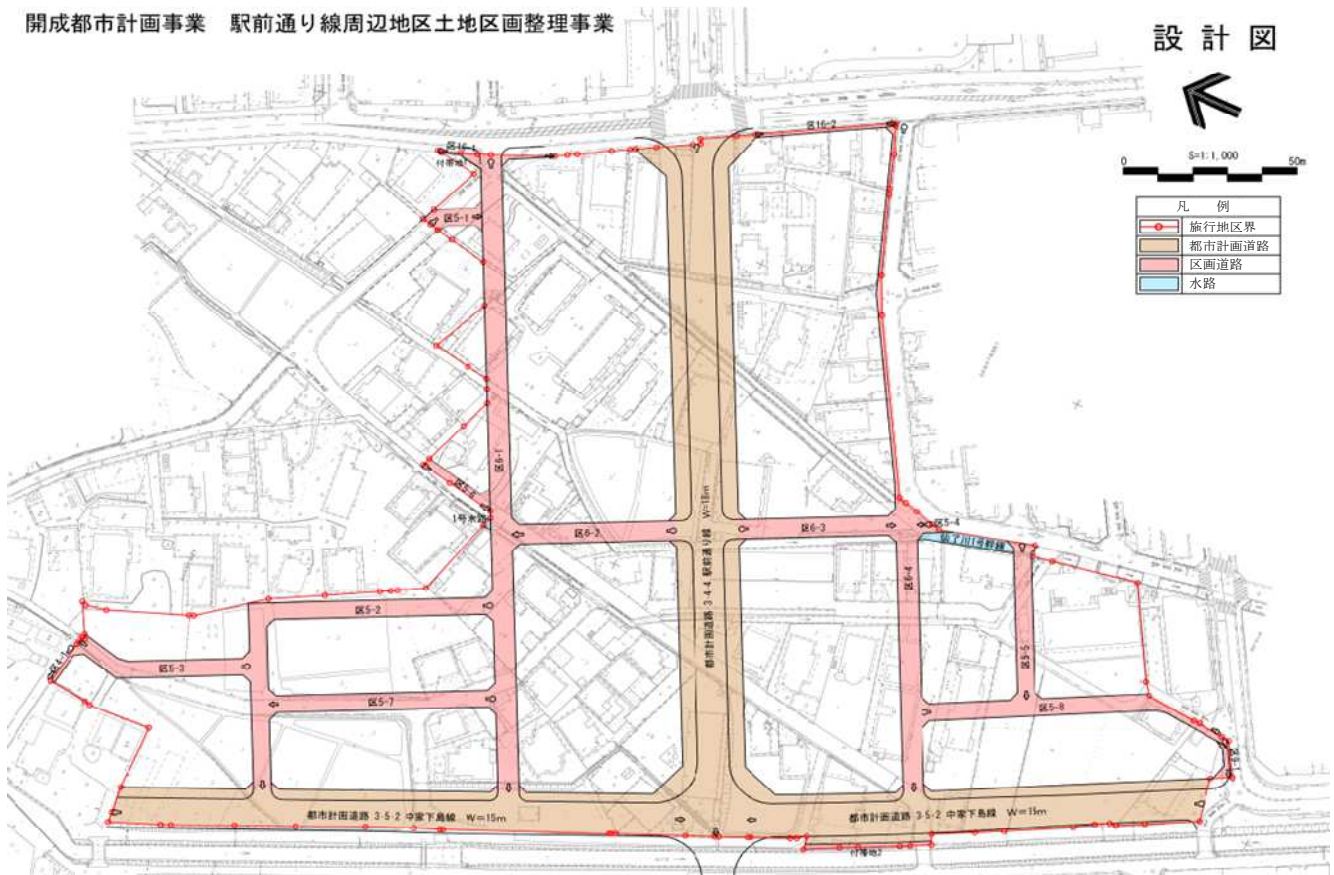
本事業は、都市計画道路や区画道路等、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るとともに、良好で健全な市街地を形成し、駅前に相応しい土地利用を誘導することを目的として、事業を進めています。

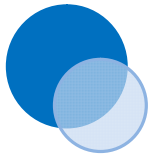
現況写真



設計図

開成都市計画事業 駅前通り線周辺地区土地区画整理事業





土地区画整理事業認可事務の権限移譲の状況

令和8年4月1日現在

市 町 名	移 譲 内 容
横浜市、川崎市、相模原市 (政令市)	県とほぼ同様の事務内容
横須賀市 (中核市)	個人、組合及び区画整理会社の施行による 土地区画整理事業の認可
平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、 大和市 (施行時特例市)	
鎌倉市、海老名市	個人、組合及び区画整理会社の施行による 土地区画整理事業の認可 (施行地区面積が5ha未満のものに限る)
藤沢市、秦野市、伊勢原市	個人及び組合の施行による土地区画整理事業 の認可 (施行地区面積が5ha未満のものに限る)
逗子市、三浦市、座間市、南足柄市、 綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、 中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、 箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町	県認可（権限移譲なし）



県内で施行された土地区画整理事業の都市別一覧表

令和8年4月1日現在

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
横浜市						
行政庁	第1	市長	T13～S2	T13.7.23	26.40	S2.12.15
行政庁	第2	市長	T13～S2	T13.7.23	26.20	S2.12.15
行政庁	第3	市長	T13～S2	T13.7.23	12.80	S2.3.24
行政庁	第4	市長	T13～S2	T13.7.23	20.10	S2.8.10
行政庁	第5	市長	T13～S2	T13.7.23	19.90	S2.12.1
行政庁	第6	市長	T13～S2	T13.7.23	18.80	S2.10.15
行政庁	第7	市長	T13～S3	T13.7.23	29.00	S3.6.30
行政庁	第8	市長	T13～S2	T13.7.23	7.00	S2.6.20
行政庁	第9	市長	T13～S3	T13.7.23	19.10	S3.5.25
行政庁	第10	市長	T13～S3	T13.7.23	24.90	S3.6.28
行政庁	第11	市長	T13～S3	T13.7.23	64.10	S3.7.28
行政庁	第12	市長	T13～S2	T13.7.23	16.40	S3.3.14
行政庁	第13	市長	T13～S2	T13.7.23	60.10	S3.3.31
行政庁	山下町	市長	T13～S3	T13.7.23	13.00	(不明)
行政庁	潮田	市長	S22～S37	S22.6.5	69.00	S37.9.17
行政庁	幸ヶ谷	市長	S22～S52	S22.6.5	48.60	S53.2.4
行政庁	藤棚	市長	S22～S29	S22.12.18	24.39	S30.4.15
行政庁	大口第一	市長	S22～S34	S22.12.18	21.39	S34.11.5
行政庁	反町	市長	S23～S35	S23.12.16	48.68	S36.2.15
行政庁	西神奈川	市長	S23～S53	S23.12.16	56.97	S53.9.9
行政庁	平安	市長	S23～S37	S23.12.16	86.90	S37.4.2
行政庁	鶴見駅前中央工区	市長	S23～S56	S24.2.3	24.54	S56.9.26
行政庁	鶴見駅前南工区	市長	S23～S56	S24.2.3	9.20	S56.9.26
行政庁	井土ヶ谷	市長	S23～S29	S24.2.3	30.67	S30.4.15
行政庁	本牧	市長	S23～S34	S24.2.3	13.41	S34.5.11
行政庁	岡野	市長	S23～S41	S24.2.3	51.52	S41.6.27
行政庁	堀ノ内	市長	S23～S42	S24.2.3	30.12	S42.9.5
行政庁	子安	市長	S23～S43	S24.2.3	47.22	S43.9.14
行政庁	中村	市長	S23～S44	S24.2.3	33.03	S45.3.5
行政庁	浅間	市長	S23～S45	S24.2.3	62.79	S45.7.31
行政庁	台町	市長	S23～S48	S24.2.3	41.27	S49.2.5

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
行政庁	保土ヶ谷	市長	S23～S48	S24.2.3	59.90	S49.3.5
行政庁	東神奈川	市長	S23～S50	S24.2.3	42.77	S51.1.17
行政庁	関外	市長	S27～S41	S28.4.17	63.69	S42.2.6
行政庁	大口第二	市長	S31～S38	S32.4.5	24.81	S38.10.15
行政庁	新横浜駅北部	市長	S40～S50	S40.8.25	80.48	S50.11.5
行政庁	十日市場（第一工区）	市長	S46～S61	S46.5.15	55.71	S61.9.13
行政庁	十日市場（第二工区）	市長	S46～S63	S46.5.15	10.00	H1.1.14
行政庁	新本牧	市長	S56～S63	S57.1.25	88.22	H1.2.25
都市再生機構	洋光台	都市公団	S41～S48	S41.10.1	207.52	S48.8.7
都市再生機構	港南台	都市公団	S44～S56	S44.9.8	298.56	S57.3.13
都市再生機構	霧が丘	都市公団	S46～S55	S47.2.21	112.71	S56.3.20
都市再生機構	鴨志田	都市公団	S47～S54	S48.3.31	55.95	S55.3.28
都市再生機構	横浜北部新都市第一	都市公団	S49～H8	S49.8.27	548.23	H8.9.29
都市再生機構	横浜北部新都市第二	都市公団	S49～H8	S49.8.27	768.41	H8.9.29
都市再生機構	奈良	都市公団	S57～H8	S58.1.24	87.60	H8.9.29
都市再生機構	みなとみらい21中央	都市公団	S58～H22	S58.11.8	101.84	H18.6.18
都市再生機構	長津田特定	都市公団	S63～H21	H1.2.16	94.14	H17.1.16
都市再生機構	横浜北部新都市中央	都市公団	H7～H21	H8.2.29	23.71	H17.6.26
公共団体	金沢八景駅東口	市	S61～H30	S61.12.5	2.38	H31.2.11
公共団体	瀬谷駅北	市	S63～H17	S63.10.15	8.93	H12.3.26
公共団体	瀬谷駅南	市	S63～H16	S63.12.5	3.19	H10.8.5
公共団体	新横浜長島	市	H8～H19	H8.12.25	13.23	H17.1.30
公共団体	戸塚駅前地区中央	市	H14～R1	H14.12.27	6.80	H27.12.6
公共団体	二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期	市	H27～R13	H27.8.25	4.19	施行中
公共団体	新綱島駅周辺	市	H28～R10	H29.2.15	2.74	施行中
公共団体	旧上瀬谷通信施設	市	R4～R20	R4.10.5	248.50	施行中
個人・共同	妙蓮寺台	個人	S18～S19	S18.12.10	5.27	S19.11.16
個人・共同	戸塚中田町	個人	S18～S21	S18.12.10	7.18	S21.7.4
個人・共同	六浦三艘	個人	S19～S23	S19.5.11	6.84	S23.11.25
個人・共同	上大岡	個人	S19～S21	S19.7.13	7.90	S22.2.13
個人・共同	新子安駅前	共同	S26～S28	S26.11.13	0.98	S28.7.17
個人・共同	汐見台	個人	S37～S40	S37.11.5	72.84	S38.6.25
個人・共同	鴨居第一	共同	S38～S40	S38.12.14	8.03	S40.8.25
個人・共同	東本郷第一	個人	S42～S45	S42.5.15	16.62	S45.6.15

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
個人・共同	上矢部	共同	S42～S46	S42.6.15	3.73	S46.9.25
個人・共同	東戸塚長作	共同	S43～S46	S43.7.25	3.53	S46.9.4
個人・共同	鴨居	個人	S43～S47	S43.7.25	29.71	S47.9.5
個人・共同	白山町第一	個人	S43～S48	S43.12.5	20.21	S48.5.15
個人・共同	左右手	共同	S44～S48	S44.6.5	2.09	S48.8.4
個人・共同	竹山第二	個人	S44～S47	S45.2.5	15.50	S47.9.5
個人・共同	上中里	個人	S47～S49	S47.5.4	15.61	S49.4.15
個人・共同	野庭	共同	S47～S51	S47.11.15	97.04	S52.3.5
個人・共同	新橋ハツ塚	共同	S48	S48.11.5	5.55	S49.3.5
個人・共同	若葉台	共同	S53	S53.10.14	89.70	S54.2.24
個人・共同	舞岡リサーチパーク	共同	H2～H6	H2.9.28	9.07	H6.8.5
個人・共同	片倉	農住	H13～H16	H13.4.5	1.52	H16.7.5
個人・共同	神奈川羽沢南二丁目	個人	H27～R5	H28.1.25	1.54	R2.12.4
個人・共同	藤が丘一丁目	個人	R7～R17	R7.12.15	2.18	施行中
組合	六角橋	組合	S3～S6	S4.3.15	5.03	S6.10.16
組合	地頭山	組合	S5～S7	S5.6.6	6.35	S7.6.17
組合	大口	組合	S5～S7	S5.9.5	8.11	S7.8.12
組合	真福寺	組合	S5～S8	S5.9.16	5.10	S8.10.10
組合	港西	組合	S5～S13	S5.11.4	16.65	S13.8.30
組合	永田	組合	S6～S31	S7.1.15	12.22	S31.10.19
組合	昭和	組合	S6～S30	S7.3.4	45.36	S30.8.26
組合	岸	組合	S8～S10	S8.12.19	1.66	S10.10.8
組合	打越	組合	S8～S28	S9.1.19	10.17	S29.3.16
組合	宮面	組合	S8～S12	S9.3.2	18.03	S12.4.2
組合	生麦池上	組合	S9～S14	S9.5.22	5.04	S14.12.8
組合	丸山町	組合	S9～S13	S10.3.19	6.00	S13.12.9
組合	宮台	組合	S9～S27	S10.3.29	44.25	S27.6.10
組合	神之木	組合	S10～S29	S10.7.16	9.25	S30.4.8
組合	西寺尾	組合	S10～S33	S10.10.15	17.78	S33.8.19
組合	岩間ヶ原	組合	S12～S18	S12.12.28	28.28	S19.2.22
組合	谷津	組合	S14～S18	S14.5.23	2.57	S18.4.2
組合	二本木	組合	S14～S34	S14.7.11	31.24	S35.3.25
組合	大倉山	組合	S15～S34	S15.4.30	33.36	S35.3.18
組合	生麦貝助	組合	S17～S18	S17.5.22	0.81	S18.5.4

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
組合	宮ヶ谷丘	組合	S31～S32	S31.10.5	4.50	S33.3.3
組合	恩田第一	組合	S36～S39	S36.4.1	27.38	S39.3.30
組合	荏田第一	組合	S36～S43	S36.6.10	29.72	S43.8.5
組合	下谷本西八朔	組合	S37～S42	S37.4.14	104.47	S41.11.5
組合	恩田第二	組合	S37～S42	S37.4.14	172.92	S42.5.4
組合	大道	組合	S37～S40	S37.9.25	9.05	S41.1.25
組合	元石川第一	組合	S37～S44	S38.3.15	118.04	S44.1.14
組合	西寺尾東町	組合	S38～S49	S38.4.25	9.80	S46.8.25
組合	恩田第三	組合	S38～S43	S38.6.15	64.96	S42.11.15
組合	市ヶ尾第一	組合	S38～S43	S38.9.14	28.90	S43.5.4
組合	下谷本第二	組合	S39～S43	S39.6.25	64.02	S43.8.5
組合	恩田第四	組合	S40～S46	S40.9.25	54.82	S46.3.25
組合	高田第一	組合	S41～S48	S41.12.24	9.82	S47.5.25
組合	西八朔第二	組合	S41～S45	S42.1.25	51.51	S45.2.25
組合	橋戸	組合	S41～S43	S42.3.15	11.72	S43.10.5
組合	上谷本第一	組合	S41～S46	S42.3.25	53.10	S46.1.14
組合	下市ヶ尾第一	組合	S42～S44	S42.4.5	21.88	S44.6.25
組合	成合	組合	S42～S46	S42.5.4	59.56	S46.1.25
組合	東戸塚前田秋葉	組合	S42～S47	S42.5.4	32.91	S46.6.25
組合	元石川第二	組合	S42～S48	S42.5.4	94.83	S47.7.25
組合	東戸塚名瀬下	組合	S43～S48	S43.11.25	48.20	S47.3.25
組合	こざか	組合	S44～S49	S44.5.2	17.70	S48.12.5
組合	元石川大場	組合	S44～S52	S44.6.5	179.71	S51.1.14
組合	北山田第一	組合	S44～S47	S44.7.15	38.35	S47.1.25
組合	下長津田	組合	S44～S48	S44.7.15	40.22	S48.4.5
組合	下瀬谷	組合	S44～S49	S45.3.14	13.55	S48.2.15
組合	東戸塚品濃中央	組合	S45～S57	S45.6.25	59.16	S57.5.8
組合	上谷本第二	組合	S45～S49	S45.12.25	29.23	S49.9.25
組合	嶮山第一	組合	S45～S49	S46.2.25	90.35	S48.10.25
組合	嶮山第二	組合	S45～S49	S46.2.25	29.72	S49.9.14
組合	奈良恩田	組合	S45～S52	S46.3.5	49.10	S51.7.15
組合	上谷本第三	組合	S46～S50	S46.7.5	43.83	S50.9.27
組合	港南丸山	組合	S46～S57	S46.11.25	66.73	S55.10.18
組合	元石川第三	組合	S47～S55	S47.6.5	87.71	S54.2.17

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
組合	日向山	組合	S47～S52	S47.8.5	35.30	S51.9.14
組合	和泉	組合	S47～S52	S47.8.5	42.28	S51.10.5
組合	柏	組合	S47～S55	S47.8.5	31.81	S54.6.25
組合	恩田第五	組合	S47～S57	S47.8.15	90.52	S57.1.9
組合	戸塚鳥ヶ谷	組合	S47～S54	S47.12.5	42.53	S53.8.26
組合	中山駅北	組合	S47～S62	S47.12.25	15.37	S58.5.14
組合	鴨志田第二	組合	S48～S52	S48.6.5	16.22	S52.2.25
組合	森戸原	組合	S48～S53	S48.8.4	9.77	S52.3.5
組合	小黒	組合	S48～S54	S48.8.15	43.93	S53.4.28
組合	新橋	組合	S49～S55	S49.4.5	35.86	S55.1.25
組合	中川第一	組合	S49～S62	S49.11.5	122.27	S61.4.5
組合	市ヶ尾川和	組合	S50～S55	S50.11.15	47.17	S54.6.23
組合	市ヶ尾第二	組合	S52～S55	S52.6.15	9.13	S55.7.5
組合	荏子田	組合	S52～S59	S52.11.15	67.47	S59.4.28
組合	保木	組合	S53～H2	S53.6.15	97.82	H1.11.4
組合	池尻	組合	S53～S56	S53.10.7	3.07	S56.9.25
組合	富士塚	組合	S53～S59	S53.10.7	47.71	S58.9.10
組合	東戸塚西	組合	S53～H2	S53.12.25	9.94	S63.9.24
組合	泉田向	組合	S53～S59	S54.1.25	46.41	S58.9.24
組合	領家	組合	S57～S63	S57.11.25	38.64	S63.1.9
組合	西田	組合	S57～S63	S57.11.25	48.88	S63.1.9
組合	大場第一	組合	S57～H2	S58.1.14	39.95	H1.7.15
組合	黒須田	組合	S57～H3	S58.1.14	23.78	H3.8.24
組合	上恩田	組合	S58～H2	S58.7.25	58.26	H2.2.17
組合	赤田	組合	S59～H4	S60.1.14	68.77	H4.9.5
組合	東戸塚上品濃	組合	S61～H16	S62.2.5	25.80	H16.11.15
組合	岡津	組合	S63～H4	S63.9.5	6.02	H4.9.5
組合	台村寺山	組合	H1～H10	H2.2.9	21.45	H10.8.14
組合	大場第三	組合	H2～H5	H2.4.14	3.59	H5.9.24
組合	大場第二	組合	H2～H6	H2.4.14	11.21	H7.3.15
組合	宮古	組合	H3～H7	H3.8.15	8.24	H8.1.12
組合	西田第二	組合	H3～H7	H3.11.25	7.99	H7.6.5
組合	関耕地	組合	H6～H12	H6.8.25	11.13	H12.11.24
組合	阿久和	組合	H6～H10	H6.12.22	4.08	H10.5.15

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
組合	池辺町不動原	組合	H6~H19	H6.12.22	5.27	H19.9.24
組合	日野	組合	H7~H11	H7.4.25	5.10	H11.3.25
組合	長尾台	組合	H7~H10	H7.5.25	4.20	H10.11.25
組合	領家第二	組合	H7~H11	H7.8.4	4.18	H11.5.25
組合	三保天神前	組合	H7~H9	H7.9.5	2.08	H9.10.15
組合	三保天神前第二	組合	H10~H15	H10.12.25	4.84	H15.1.15
組合	新橋順礼坂	組合	H11~H15	H11.8.5	2.81	H15.3.5
組合	いずみ中央	組合	H12~H15	H12.12.25	3.67	H15.5.2
組合	三保久保中通	組合	H12~H19	H13.1.25	5.44	H19.2.23
組合	小菅ヶ谷	組合	H13~H17	H13.4.25	2.58	H16.11.25
組合	三保杉澤	組合	H13~H15	H13.8.15	1.82	H16.1.23
組合	立場南	組合	H13~H16	H14.1.15	3.55	H16.10.5
組合	山内ふ頭周辺	組合	H14~H18	H15.3.25	7.10	H18.7.14
組合	北仲通北	組合	H19~H26	H19.12.25	7.47	H26.1.24
組合	新橋榎橋	組合	H21~H24	H21.8.25	1.02	H24.7.25
組合	川和町駅周辺西	組合	H29~R5	H30.3.15	7.34	R5.1.25
組合	川向町南耕地	組合	H29~R5	H30.3.23	18.22	R5.1.12
組合	大場第四	組合	H30~R5	H30.9.5	1.61	R4.11.15
組合	泉ゆめが丘	組合	H26~R7	H26.8.15	23.94	R6.9.1
組合	東高島駅北	組合	H30~R9	H30.6.15	7.54	施行中
187 箇所						
川崎市						
行政庁	復興（第1工区）	市長	S22~S39	S22.9.1	104.65	S39.11.10
行政庁	復興（第2工区）	市長	S23~S47	S23.10.5	228.71	S47.7.31
行政庁	復興（第3工区）	市長	S25~S45	S25.12.7	82.08	S45.6.30
行政庁	復興（第4工区）	市長	S25~S40	S25.12.7	14.34	S41.2.28
行政庁	復興（第5工区）	市長	S25~S47	S25.12.7	72.00	S48.2.28
行政庁	復興（第6工区）	市長	S22~S40	S23.3.25	112.75	S40.6.30
都市再生機構	生田	都市公団	S32~S36	S33.3.12	60.82	S36.11.24
都市再生機構	東生田	都市公団	S37~S41	S38.2.1	56.16	S42.3.31
都市再生機構	菅	都市公団	S41~S44	S42.1.20	24.02	S45.3.31
都市再生機構	西菅	都市公団	S47~S60	S47.8.29	84.13	S61.3.7
都市再生機構	黒川	都市機構	H2~H22	H3.3.7	80.45	H18.3.12
公共団体	大師臨港地帯（第1工区）	市	S15~S42	S16.2.21	26.03	S42.6.30

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
公共団体	大師臨港地帯（第2工区）	市	S15～S42	S16.2.21	70.84	S42.10.3
公共団体	大師臨港地帯（第3工区）	市	S15～S41	S16.2.21	49.61	S41.6.30
公共団体	大師臨港地帯（第4工区）	市	S15～S40	S16.2.21	71.15	S40.10.5
公共団体	大師臨港地帯（第5工区）	市	S15～S43	S16.2.21	63.24	S44.2.28
公共団体	大師臨港地帯（第6工区）	市	S15～S42	S16.2.21	69.16	S42.10.3
公共団体	大師臨港地帯（第7工区）	市	S15～S42	S16.2.21	30.25	S42.10.3
公共団体	登戸	市	S63～R18	S63.9.16	37.19	施行中
個人・共同	古市場	個人	S18～S23	S18.12.10	35.12	S23.5.20
個人・共同	千年	個人	S29	S29.9.9	12.13	S29.11.5
個人・共同	上作延	農住	S62～H2	S62.10.12	4.13	H2.12.26
個人・共同	上小田中7丁目	個人	H17～H18	H17.11.10	0.25	H18.11.2
個人・共同	新丸子東三丁目	個人	H19～H23	H19.7.3	0.71	H22.11.21
個人・共同	殿町三丁目	個人	H21～H25	H22.3.18	22.74	H25.8.26
個人・共同	戸手4丁目北	個人	R3～R8	R3.10.6	1.11	施行中
個人・共同	小杉町一丁目	個人	R7～R11	R7.7.23	0.52	施行中
個人・共同	駅前本町2番地	共同	R7～R12	R8.2.17	1.45	施行中
組合	登戸	組合	S16～S24	S16.4.4	22.86	S24.9.8
組合	小向	組合	S16～S28	S16.4.4	52.98	S28.10.13
組合	小向第二	組合	S17～S29	S18.1.12	22.52	S30.1.7
組合	野川第一	組合	S34～S36	S34.5.1	22.11	S36.9.15
組合	有馬第一	組合	S37～S42	S37.7.13	68.82	S41.7.31
組合	土橋	組合	S37～S53	S37.12.25	122.73	S51.4.30
組合	宮崎	組合	S39～S53	S39.9.7	129.89	S47.1.31
組合	梶ヶ谷第一	組合	S39～S46	S39.12.3	76.68	S44.10.31
組合	有馬第二	組合	S42～S53	S43.3.21	137.08	S53.6.4
組合	小台	組合	S43～S51	S43.6.6	36.16	S50.1.31
組合	細山	組合	S43～S47	S44.3.26	18.76	S46.7.31
組合	神木	組合	S44～S47	S44.6.18	16.21	S46.10.31
組合	早野	組合	S46～S50	S46.4.13	35.35	S48.9.30
組合	柿生第二	組合	S46～S51	S46.8.3	32.79	S51.10.31
組合	南生田	組合	S47～S52	S47.6.28	56.87	S52.2.27
組合	栗木第一	組合	S47～S57	S47.9.4	63.85	S57.1.17
組合	黒川第一	組合	S49～S54	S50.3.20	9.35	S54.10.31
組合	新百合丘駅周辺	組合	S52～S59	S52.4.25	46.40	S59.3.18

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
組合	細山第二	組合	S52～S56	S52.5.4	16.44	S56.11.23
組合	柿生第一	組合	S52～S57	S52.5.4	45.72	S57.8.10
組合	金程向原	組合	S55～S62	S55.11.15	60.97	S62.8.1
組合	山口台	組合	S57～S62	S58.2.1	28.76	S62.10.31
組合	栗木第二	組合	S61～H13	S62.3.6	44.24	H11.3.19
組合	五力田	組合	H3～H16	H3.12.24	13.28	H14.9.17
組合	川崎市向原	組合	H5～H12	H6.1.26	5.99	H11.3.19
組合	塔の越	組合	H9～H12	H9.10.13	0.94	H12.4.13
組合	細山西	組合	H11～H14	H11.4.19	1.65	H14.5.7
組合	細山金井久保	組合	H11～H15	H11.4.19	4.63	H15.8.1
組合	犬蔵	組合	H11～H17	H12.3.15	17.95	H17.9.30
組合	万福寺	組合	H12～H20	H12.9.7	36.94	H19.12.2
組合	片平	組合	H13～H19	H13.10.19	11.85	H19.4.13
59 箇所						
相模原市						
都市再生機構	橋本	県公社	H9～H14	H9.11.25	15.15	H15.1.31
都市再生機構	橋本駅南口	都市機構	R7～R17	R7.9.25	13.70	施行中
公共団体	相模原都市建設	県	S14～S24	S15.2.26	1,668.00	S25.2.20
公共団体	与瀬	県	S23～S24	S23.4.19	3.14	S24.5.12
公共団体	南相模原第四	市	S36～S42	S36.6.23	73.25	S42.9.30
公共団体	相模大野駅周辺	市	S46～H11	S47.2.15	31.90	H12.2.25
公共団体	麻溝台・新磯野(第一整備地区)	市	H26～R25	H26.9.29	38.10	施行中
個人・共同	花ヶ谷戸	個人	R1～R6	R2.3.31	5.05	R6.8.13
組合	陸士前	組合	S13～S21	S14.3.31	5.70	S21.9.5
組合	上溝田尻	組合	S47～S50	S48.3.30	10.03	S50.9.12
組合	磯部根岸	組合	S49～S51	S49.6.11	3.61	S51.3.16
組合	相原田通	組合	S49～S53	S49.6.11	5.22	S51.6.18
組合	相原二本松	組合	S53～S57	S53.7.25	11.79	S56.3.31
組合	元橋本	組合	S54～S57	S54.6.8	4.61	S57.3.31
組合	相原田ノ上	組合	S55～S58	S55.8.22	3.30	S57.4.30
組合	小山三谷	組合	S55～S57	S56.1.30	3.54	S57.11.19
組合	新戸下坂上	組合	S57～S59	S57.5.18	2.15	S59.8.21
組合	小山矢掛	組合	S57～S60	S58.1.25	5.36	S60.10.29
組合	田尻石橋	組合	S59～S62	S59.9.18	6.42	S63.1.19

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
組合	相原下九沢	組合	S59～H2	S59.9.28	15.07	H2.9.28
組合	下溝中丸	組合	S59～S63	S59.11.13	8.45	H1.1.31
組合	当麻薊ヶ谷	組合	S59～S63	S59.12.25	9.26	H1.1.31
組合	下溝溝開戸	組合	S60～S62	S60.5.7	2.09	S63.1.19
組合	当麻九坊院	組合	S60～H1	S60.5.14	17.46	H1.11.21
組合	古淵	組合	S60～H6	S61.1.31	26.19	H6.1.7
組合	川尻水源	組合	S60～H1	S61.3.4	5.08	H1.3.20
組合	田名新宿	組合	S61～H1	S61.6.17	8.12	H2.1.23
組合	下溝下原西	組合	S61～H2	S61.6.17	7.14	H2.11.20
組合	下溝下中丸	組合	S61～H3	S62.3.31	14.46	H4.2.7
組合	下溝上中丸	組合	S61～H4	S62.3.31	15.34	H5.1.26
組合	当麻東原	組合	S62～H3	S62.6.19	7.42	H4.2.7
組合	下森鹿島	組合	S62～H5	S62.9.22	8.67	H5.5.25
組合	川尻原宿	組合	S63～H7	H1.1.13	21.43	H7.1.20
組合	田名塩田原	組合	H1～H8	H1.7.4	29.85	H8.5.7
組合	緑が丘	組合	H1～H6	H1.11.17	10.05	H6.1.28
組合	下溝鳩川	組合	H1～H6	H2.2.9	4.82	H6.12.27
組合	下溝袋沢	組合	H2～H6	H3.3.12	3.21	H6.12.20
組合	上溝四ツ谷	組合	H3～H8	H3.8.16	5.93	H8.9.13
組合	しおだ	組合	H4～H14	H4.10.13	52.86	H14.5.31
組合	下溝上谷開戸	組合	H6～H12	H7.2.3	4.38	H12.6.29
組合	川尻向原	組合	H10～H16	H10.10.6	10.39	H16.3.19
組合	相原5丁目	組合	H11～H13	H11.11.22	1.48	H14.1.15
組合	相原4丁目	組合	H11～H14	H12.1.21	1.40	H14.11.18
組合	上鶴間道正山	組合	H16～H19	H16.8.3	2.44	H19.12.3
組合	川尻大島界	組合	H24～H27	H25.3.29	5.66	H27.12.21
組合	当麻宿	組合	H24～R2	H25.3.29	14.54	R2.6.2
46 箇所						
横須賀市						
公共団体	久里浜	県	S19～S22	S19.6.22	14.78	S23.3.30
公共団体	衣笠	市	S19～S24	S19.6.21	15.45	S24.8.18
公共団体	久里浜臨港地帯	市	S27～S33	S27.6.18	13.91	S34.1.20
公共団体	公郷根岸	市	S35～S50	S35.9.30	93.71	S50.10.31
公共団体	鴨居	市	S43～S54	S43.5.13	12.41	S55.2.29

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
公共団体	大矢部佐原	市	S43～S51	S43.8.7	22.29	S52.3.1
公共団体	下佐原	市	S46～S56	S47.1.21	12.33	S57.1.22
個人・共同	横須賀池上	個人	S19～S26	S19.4.10	3.05	S24.2.24
個人・共同	夏島町	共同	S38～S40	S38.8.6	20.87	S40.2.5
組合	向坂	組合	S12～S32	S12.9.6	1.49	S14.4.4
組合	武山	組合	S17～S22	S17.8.18	7.57	S22.4.4
組合	田之浦	組合	S32～S35	S33.1.30	2.71	S35.3.15
組合	八幡	組合	S39～S43	S39.12.19	9.85	S43.8.20
組合	長瀬	組合	S39～S47	S39.12.19	7.61	S45.8.14
組合	仲ノ坪	組合	S46	S46.10.1	2.15	S47.3.14
組合	太郎崎	組合	S48～S54	S48.10.16	2.02	S53.2.28
組合	山下	組合	S47～S51	S48.2.13	3.41	S50.12.5
組合	池田町	組合	S48～S52	S48.6.5	1.41	S52.1.28
組合	舟倉	組合	S50～S52	S50.8.12	1.15	S52.1.28
組合	高部	組合	S51～S56	S51.9.24	2.85	S55.11.25
組合	大谷戸	組合	S51～S54	S52.3.1	1.10	S53.11.7
組合	衣笠・太田和	組合	S62～H10	S62.11.6	37.38	H10.5.12
組合	池上	組合	H4～H24	H4.9.1	22.21	H24.5.25
組合	吉井池田	組合	H4～H12	H4.12.8	81.39	H12.1.14
24 箇所						
平塚市						
行政庁	北・南・柳町	知事	S21～S41	S21.9.28	230.31	S42.1.31
行政庁	馬入工業地帯	市長	S37～S39	S37.4.24	57.12	S39.12.8
都市再生機構	厚木流通団地 (厚木市・平塚市)	都市公団	S46～S48	S46.7.2	26.92	S48.6.29
都市再生機構	真田・北金目	都市機構	H6～H30	H6.5.10	68.65	H27.3.6
公共団体	本宿・馬入、須賀北、須賀南	市	S35～S63	S35.9.30	104.28	S63.11.5
個人・共同	岡崎	共同	S47～S48	S47.6.2	2.66	S49.3.8
個人・共同	天沼	個人	H26～H28	H26.9.5	18.16	H28.2.29
組合	散田	組合	S47～S49	S47.5.26	0.82	S49.6.11
組合	日向岡	組合	S54～S59	S54.4.20	37.46	S60.2.15
組合	真田	組合	H6～R1	H6.11.18	12.70	H30.3.23
組合	五領ヶ台	組合	H6～H13	H7.3.17	37.68	H13.11.16
組合	ツインシティ大神	組合	H27～R11	H27.8.28	68.81	R8.3.27
12 箇所						

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
鎌倉市						
行政庁	岡本	市長	S35～S42	S35.9.30	36.37	S44.3.14
都市再生機構	村岡・深沢 (藤沢市・鎌倉市)	都市機構	R5～R20	R5.10.30	38.33	施行中
組合	北鎌倉台	組合	S46～H17	S46.7.9	26.16	H16.10.29
3 箇所						
藤沢市						
行政庁	第一	市長	S34～S40	S35.2.9	45.84	S41.2.28
公共団体	大道東	市	S29～S34	S30.1.25	10.74	S35.3.25
公共団体	辻堂駅前	市	S32～S42	S32.12.27	7.81	S42.4.30
公共団体	藤沢駅前南部	市	S34～S57	S35.2.26	54.78	S57.8.28
公共団体	善行	市	S35～S42	S36.3.31	40.85	S42.10.24
公共団体	北部第一	市	S38～S59	S39.2.11	193.03	S59.5.19
公共団体	北部第二 (一地区)	市	S44～H6	S44.8.19	208.07	H6.9.22
公共団体	西部	市	S46～H4	S47.2.1	340.74	H4.8.7
公共団体	北部第二 (二地区)	市	S55～H19	S56.1.10	79.47	H15.3.7
公共団体	渋谷の里	市	S60～H4	S61.2.13	4.94	H5.3.5
公共団体	辻堂 (羽鳥立体)	市	S61～H7	S62.3.16	3.51	H8.2.2
公共団体	柄沢特定	市	S61～R6	S62.3.31	49.61	H30.11.16
公共団体	北部第二 (三地区)	市	H3～R17	H4.3.25	275.22	施行中
公共団体	長後駅東口	市	H5～H29	H6.2.18	6.05	H19.3.2
都市再生機構	村岡・深沢 (藤沢市・鎌倉市)	都市機構	R5～R20	R5.10.30	38.33	施行中
個人・共同	河原	共同	S39～S42	S39.5.26	1.32	S41.5.27
個人・共同	河原第二	共同	S40～S42	S40.8.10	3.28	S42.12.19
個人・共同	狼谷	共同	S42～S44	S42.12.20	3.11	S44.4.1
個人・共同	辻堂神台一丁目	個人	H17～H21	H18.3.17	24.63	H21.3.6
個人・共同	東横須賀	共同	H24～H26	H24.5.31	0.84	H26.6.12
個人・共同	Fujisawa サステイナブル・スマートタウン	個人	H24～H27	H24.8.21	19.32	H27.7.28
個人・共同	羽鳥一丁目	個人	H27～H28	H27.5.29	6.36	H28.9.23
個人・共同	村岡新駅南口通り線沿道整備	個人	R5～R9	R6.3.28	0.84	施行中
組合	鶴沼	組合	S18～S34	S18.12.7	28.19	S35.3.25
組合	赤坂	組合	S39～S41	S39.11.13	2.86	S41.7.31
組合	鶴沼内田	組合	S39～S43	S39.6.30	6.77	S43.6.18
組合	村岡東部	組合	S40～S55	S41.3.18	61.32	S51.10.12
組合	坂下	組合	S40～S42	S40.12.21	3.07	S42.8.1

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
組合	御幣下	組合	S42～S43	S42.10.16	5.99	S43.11.22
組合	天嶽院下	組合	S42～S48	S43.3.19	6.93	S47.10.31
組合	鶴巻	組合	S42～S52	S43.3.19	13.14	S49.5.17
組合	大鋸	組合	S45～H5	S45.9.4	22.45	S63.3.26
組合	石川東部	組合	S46～S62	S46.8.3	43.49	S58.6.21
組合	宮前	組合	S46～H4	S46.10.5	5.38	S61.6.24
組合	立石	組合	S47～S48	S47.5.26	3.54	S49.2.8
組合	六会東部	組合	S47～S58	S47.12.15	55.98	S56.8.11
組合	辻堂高砂	組合	S49～S57	S49.6.28	11.44	S56.2.10
組合	渡内	組合	S51～S60	S51.10.22	10.58	S58.1.11
組合	第二立石	組合	S54～S58	S54.8.14	1.97	S58.3.11
組合	弥勒寺	組合	S55～S59	S55.8.12	4.26	S58.11.1
組合	善行茅山	組合	S61～H4	S61.4.11	2.31	H2.1.12
組合	弥勒寺第二	組合	S63～H5	S63.5.31	1.11	H3.8.27
組合	渡内北部	組合	H1～H11	H1.11.14	4.92	H10.5.15
組合	白旗廻り	組合	H1～H13	H2.1.5	6.74	H13.10.5
組合	菖蒲沢境	組合	H4～H26	H4.7.7	17.42	H24.5.25
組合	辻堂砂場	組合	H7～H9	H8.1.9	1.38	H10.2.13
組合	渡内東	組合	H17～H22	H17.10.5	2.79	H22.8.20
組合	遠藤打越	組合	H19～H24	H20.2.7	4.89	H24.9.28
組合	村岡東二丁目	組合	H23～H26	H23.7.27	3.78	H26.10.10
組合	新産業の森北部	組合	H24～H29	H25.2.26	9.16	H29.5.19
組合	健康と文化の森	組合	R5～R15	R6.3.29	36.03	施行中
組合	新産業の森第二	組合	R5～R9	R6.3.29	7.84	施行中
52 箇所						
小田原市						
行政庁	戦災復興	市長	S21～S23	S21.9.10	6.71	S23.9.16
公共団体	万年	市	S27～S28	S27.12.25	3.73	S28.11.2
公共団体	早川沿岸第一工区	市	S29～S34	S30.3.29	7.31	S35.3.1
公共団体	早川沿岸第二工区	市	S29～S42	S30.3.29	37.63	S43.3.28
公共団体	鴨宮駅南部	市	S42～H1	S42.6.12	52.33	S60.4.30
公共団体	成田・桑原	市	H3～H13	H4.3.12	17.12	H13.10.19
個人・共同	成田	共同	S43～S45	S44.3.27	2.76	S45.12.4
組合	久野	組合	S57～H1	S57.11.26	11.10	H1.4.14

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
組合	下曾我	組合	S58～H6	S58.12.26	7.33	H6.1.21
組合	豊川	組合	S58～H7	S58.12.26	16.86	H7.11.10
組合	中村原	組合	S59～S61	S60.2.5	0.94	S61.9.26
組合	東富水	組合	S61～H6	S61.6.17	12.78	H6.3.25
組合	小船久保田	組合	H3～H7	H4.3.24	2.43	H7.11.10
組合	前川	組合	H4～H11	H5.2.23	1.94	H11.9.24
組合	小船森	組合	H6～H23	H7.3.7	6.91	H22.1.13
組合	羽根尾	組合	H7～H16	H7.4.28	30.30	H15.2.6
組合	飯田岡	組合	H8～H10	H8.11.5	1.18	H10.7.21
組合	東千代	組合	H9～H16	H10.1.13	3.89	H16.12.9
組合	板橋	組合	H13～H16	H13.5.1	1.90	H16.10.7
19 箇所						
茅ヶ崎市						
都市再生機構	茅ヶ崎寒川工業団地	都市公団	S45～S46	S46.1.14	15.89	S47.3.31
公共団体	堤	藤沢市	S46～S60	S47.2.1	37.36	S60.7.6
個人・共同	赤松町	個人	H26～H29	H27.3.27	2.64	H29.11.30
組合	湘南	組合	S10～S24	S10.12.27	57.40	S25.3.30
組合	共恵	組合	S47～S49	S47.6.20	3.54	S49.10.1
組合	柳島	組合	H2～H9	H2.6.12	3.27	H9.3.21
組合	西久保	組合	H5～H12	H5.12.28	5.40	H12.7.21
組合	香川下寺尾	組合	H5～H18	H6.2.4	31.47	H19.3.2
組合	萩園字上ノ前	組合	H27～R3	H27.5.1	7.86	R3.10.5
9 箇所						
逗子市						
組合	池子	組合	S37～S41	S37.4.24	2.79	S41.6.30
組合	桜山	組合	S39～S53	S40.3.2	2.44	S41.10.11
組合	向原	組合	S42～S47	S43.3.12	2.61	S45.11.2
3 箇所						
三浦市						
公共団体	原	市	S33～S42	S33.8.22	27.64	S42.4.30
組合	三崎町第一	組合	S10～S13	S10.6.27	0.29	S13.8.16
組合	城ヶ島	組合	S11～S18	S11.12.14	2.81	S18.10.12
組合	三崎町第二	組合	S11～S20	S11.12.14	4.57	S20.4.5
組合	天神堂	組合	S28～S33	S29.2.10	7.98	S33.4.15

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
組合	宮川	組合	S41～S44	S42.1.27	3.13	S44.11.14
組合	飯盛	組合	S58～H6	S58.9.22	12.85	H6.3.4
組合	入江	組合	S62～H3	S62.10.20	0.68	H2.6.19
8 箇所						
秦野市						
公共団体	渋沢駅周辺(中央・南口)	市	S52～H19	S52.4.26	13.80	H20.2.1
公共団体	秦野駅南部	市	S56～H11	S56.4.17	17.24	H11.10.1
公共団体	秦野駅南部(今泉)	市	H27～R14	H27.12.16	2.85	施行中
個人・共同	鶴巻温泉駅南口周辺	個人	H24～H28	H25.1.24	0.41	H29.3.17
組合	西大竹	組合	S50～S52	S50.8.15	4.58	S52.2.4
組合	瓜生野	組合	S54～S58	S55.3.4	4.23	S57.9.21
組合	曾屋	組合	S55～S57	S55.4.25	0.98	S56.12.8
組合	落合	組合	S56～S58	S56.6.2	5.32	S58.8.12
組合	三本木	組合	S58～S60	S58.11.18	1.01	S60.5.28
組合	堀山下	組合	S62～H2	S63.1.19	23.99	H3.1.14
組合	外開戸	組合	S62～H2	S63.3.11	1.32	H2.3.20
組合	曾屋弘法	組合	H1～H9	H1.11.21	12.93	H9.6.24
組合	平沢	組合	H3～H8	H4.1.14	7.14	H8.3.26
組合	今泉沙汰面	組合	H4～H7	H4.12.4	1.45	H7.4.14
組合	堀山下戸川	組合	H6～H10	H6.5.31	3.18	H9.11.18
組合	西大竹尾尻	組合	H6～H17	H7.3.24	27.87	H16.10.29
組合	平沢上川原	組合	H7～H11	H7.11.14	2.91	H10.12.9
組合	西田原	組合	H7～H9	H7.12.26	2.19	H9.12.12
組合	今泉台	組合	H7～H17	H7.12.26	17.90	H17.9.13
組合	平沢みねばし	組合	H9～H15	H10.3.10	0.58	H12.5.8
組合	今泉諏訪原	組合	H15～H19	H16.3.30	2.47	H19.3.2
組合	秦野駅南部(今泉荒井)	組合	H24～H27	H24.12.10	3.15	H28.1.14
組合	秦野中井インターチェンジ南 (秦野市・中井町)	組合	R5～R10	R5.4.14	10.18	施行中
組合	戸川	組合	R5～R11	R6.3.29	19.50	施行中
24 箇所						
厚木市						
都市再生機構	厚木流通団地(厚木市・平塚市)	都市公団	S46～S48	S46.7.2	26.92	S48.6.29
都市再生機構	鷹尾	都市公団	S46～S51	S46.11.12	87.67	S52.3.29
公共団体	本厚木駅前	市	S29～S34	S30.1.18	21.88	S35.3.25

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
公共団体	第一内陸工業団地造成 (愛川町・厚木市)	県	S38～S40	S38.11.29	238.94	S40.6.4
公共団体	本厚木駅南部	市	S40～S55	S40.10.9	28.88	S56.3.20
個人・共同	緑ヶ丘	共同	S39～S40	S40.3.30	27.05	S40.10.1
個人・共同	森の里	個人	S55～H1	S55.6.17	192.70	H2.3.30
個人・共同	森の里第二	個人	S57～S59	S58.3.15	9.00	S60.1.11
組合	林中央	組合	S44～S47	S44.9.30	4.30	S48.3.27
組合	妻田中村前	組合	S48～S52	S48.6.12	12.86	S52.6.7
組合	妻田中村前南部	組合	S54～S56	S55.2.19	4.70	S57.2.23
組合	船子	組合	S55～S60	S56.3.31	5.89	S61.1.7
組合	厚木インター南部	組合	S55～H4	S56.3.31	44.25	H4.6.26
組合	下依知	組合	S56～H8	S56.5.19	23.29	H5.10.22
組合	長谷	組合	S56～S60	S56.11.2	8.20	S61.1.31
組合	酒井三田	組合	S56～S59	S57.2.2	3.20	S59.5.11
組合	中三田	組合	S61～H5	S62.2.10	8.39	H5.6.25
組合	林	組合	H1～H17	H1.11.21	30.37	H15.1.31
組合	上荻野東部	組合	H1～H23	H1.11.21	34.81	H16.1.30
組合	高坪	組合	H2～H10	H2.12.28	14.62	H10.4.24
組合	葛城	組合	H4～H8	H5.3.16	0.75	H8.4.19
組合	愛名砂口第一	組合	H7～H11	H8.2.23	2.66	H10.8.21
組合	愛名砂口第二	組合	H14～H18	H15.3.28	2.47	H18.3.31
組合	森の里東	組合	H26～R6	H26.11.28	67.95	R6.9.19
組合	酒井	組合	R1～R8	R1.9.13	27.57	R8.3.29
25 箇所						
大和市						
行政庁	大和	知事	S18～S34	S18.12.23	619.57	S35.3.25
公共団体	渋谷北部	市	S55～H11	S55.6.2	23.38	H6.9.30
公共団体	渋谷南部	市	H5～R10	H5.11.24	41.97	H30.6.29
個人・共同	下鶴間山谷北	個人	H19～H21	H19.4.5	1.57	H21.4.16
組合	北部第一	組合	S40～S45	S40.7.6	112.53	S45.1.31
組合	鹿島	組合	S41～S44	S42.2.21	7.24	S43.11.5
組合	南部第一	組合	S43～S51	S43.10.4	20.73	S47.3.14
組合	久田	組合	S44～S48	S44.11.10	15.50	S47.8.29
組合	下草柳	組合	S46～S51	S46.6.11	33.07	S49.11.22
組合	南部第二	組合	S47～H4	S47.6.30	116.10	S59.3.19

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
組合	南部第三	組合	S48～S55	S48.6.1	41.27	S53.2.21
組合	宮久保	組合	S54～S56	S54.12.25	7.24	S56.7.7
組合	神明若宮	組合	H6～H11	H6.10.14	3.43	H11.3.23
組合	下鶴間高木	組合	H16～H20	H16.6.11	4.86	H20.8.26
組合	下鶴間松の久保	組合	H20～H23	H21.1.19	4.93	H23.7.29
組合	下福田	組合	H28～R1	H28.5.23	3.91	R1.12.24
組合	下鶴間山谷南	組合	H28～R1	H29.2.15	3.94	R1.10.25
17 箇所						
伊勢原市						
都市再生機構	比々多第一	都市公団	S59～H6	S59.11.6	21.08	H2.3.30
都市再生機構	成瀬第二	都市機構	H7～H30	H7.12.22	37.75	H26.3.28
公共団体	伊勢原	市	S29～S36	S30.3.29	31.72	S36.11.14
組合	前高森	組合	S50～S54	S51.1.13	5.12	S54.4.6
組合	下落合	組合	S55～S61	S55.12.26	9.88	S60.9.3
組合	板戸	組合	S57～S61	S58.1.25	3.53	S60.8.6
組合	成瀬第一	組合	S57～S63	S58.2.10	24.37	S63.11.11
組合	東大竹	組合	S58～H4	S58.12.27	18.83	H3.5.10
組合	東高森	組合	S61～H5	S61.12.12	11.51	H4.10.9
組合	下糟屋	組合	S62～H4	S63.1.19	1.65	H4.7.31
組合	串橋	組合	S63～H7	H1.3.31	8.06	H6.11.25
組合	坪ノ内	組合	H5～H14	H5.5.11	6.63	H11.4.16
組合	東部	組合	H6～H19	H6.8.5	22.17	H19.1.26
組合	池端	組合	H7～H12	H8.3.26	1.70	H12.5.12
組合	粕上原	組合	H8～H12	H8.7.16	2.86	H12.10.24
組合	原之宿	組合	H9～H12	H9.11.25	1.61	H12.11.10
組合	稻荷久保	組合	H9～H11	H10.1.23	0.49	H11.6.25
組合	稻荷久保第二	組合	H15～H17	H15.6.27	1.15	H17.12.8
組合	東部第二	組合	H26～R5	H27.3.31	21.90	R4.1.18
組合	伊勢原大山インターチェンジ周辺	組合	R2～R10	R3.1.8	23.19	施行中
20 箇所						
海老名市						
組合	上今泉	組合	S47～S51	S47.5.16	23.61	S51.1.16
組合	浜田	組合	S53～S55	S53.4.4	11.95	S55.7.18
組合	杉久保北部	組合	S56～S59	S56.6.26	15.19	S59.9.7

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
組合	上今泉第二	組合	S57～S59	S57.11.26	3.85	S60.2.12
組合	かしわ台	組合	S58～S60	S58.12.26	5.70	S61.2.7
組合	星谷	組合	S62～H3	S62.5.1	4.26	H4.1.28
組合	河原口	組合	H1～H3	H1.7.14	0.89	H4.1.10
組合	秋葉台	組合	H1～H5	H2.1.23	1.59	H6.1.7
組合	大谷市場	組合	H12～H14	H12.10.6	1.96	H15.2.14
組合	望地	組合	H17～H19	H17.11.24	2.47	H19.12.27
組合	海老名駅西口	組合	H24～H28	H24.12.25	14.08	H28.8.19
組合	海老名運動公園周辺	組合	H28～R2	H28.11.1	11.76	R2.9.18
組合	中新田丸田	組合	R5～R9	R6.3.29	6.67	施行中
13 箇所						
座間市						
個人・共同	立野台	個人	S31～S34	S31.10.31	32.30	S34.9.22
組合	星の台	組合	S36～S38	S37.1.25	4.56	S38.11.22
組合	明王	組合	S42～S44	S42.8.14	8.15	S45.1.21
組合	緑ヶ丘	組合	S61～H4	S62.1.20	14.20	H4.12.15
4 箇所						
南足柄市						
公共団体	飯沢	市	H1～H23	H2.2.13	2.22	H24.1.27
組合	福泉弘西寺	組合	S57～S60	S57.12.28	5.66	S60.9.24
組合	岩原	組合	S58～S63	S59.3.30	6.01	S63.4.12
組合	関本怒田	組合	S63～H5	H1.2.17	4.99	H4.11.27
組合	まま下怒田	組合	H5～H24	H5.5.25	34.37	H24.2.24
組合	沼田	組合	H6～H10	H6.12.6	3.31	H10.11.10
組合	壺下竹松北	組合	R5～R10	R6.3.29	11.59	施行中
7 箇所						

施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
綾瀬市						
公共団体	深谷中央	市	H6～R8	H6.8.1	58.63	R3.1.29
組合	小園北原	組合	S59～S61	S59.6.25	2.10	S61.12.2
組合	蓼川一丁目	組合	H4～H8	H4.4.3	5.19	H8.4.5
組合	早川城山	組合	H6～H15	H6.7.29	42.57	H15.9.19
組合	上土棚中村	組合	H7～H10	H8.2.9	2.30	H10.5.29
組合	早川上原	組合	H25～H28	H25.6.21	2.32	H28.9.27
組合	早川中央	組合	R3～R7	R3.9.3	5.74	R7.1.17
7 箇所						
寒川町						
行政庁	寒川工業団地	知事	S38～S39	S38.11.22	21.93	S40.3.16
公共団体	寒川駅北口	町	H4～R5	H4.6.1	9.94	H30.3.9
組合	田端西	組合	R1～R8	R1.9.13	18.94	R8.1.30
3 箇所						
大磯町						
公共団体	浜岳	町	S25～S26	S25.9.15	16.28	S26.4.2
組合	中尾	組合	S57～S59	S57.9.14	1.20	S59.3.6
2 箇所						
二宮町						
個人・共同	百合が丘	県公社	S44～S46	S45.3.20	7.91	S46.4.27
組合	清水	組合	S43～S46	S44.2.21	4.50	S46.10.5
組合	八向	組合	S44～S47	S44.4.8	8.76	S47.9.29
組合	田代	組合	S45～S54	S45.10.26	15.33	S52.7.22
組合	下川窪	組合	S51～S55	S52.3.8	3.44	S55.7.18
組合	勝負前	組合	S57～S59	S57.5.18	1.00	S59.7.20
組合	松根	組合	S59～H4	S60.1.11	5.68	H4.1.31
組合	一色中里	組合	S63～H9	S63.5.6	35.09	H8.11.1
組合	沖ノ田	組合	H6～H8	H6.11.4	2.49	H9.1.28
9 箇所						
中井町						
組合	第一	組合	S49～S53	S50.2.14	6.25	S52.4.12
組合	第二	組合	S52～S54	S53.1.31	3.03	S54.7.13
組合	第三	組合	S56～S59	S56.6.23	4.07	S59.5.15
組合	第四	組合	S62～H3	S62.9.25	1.76	H2.10.12

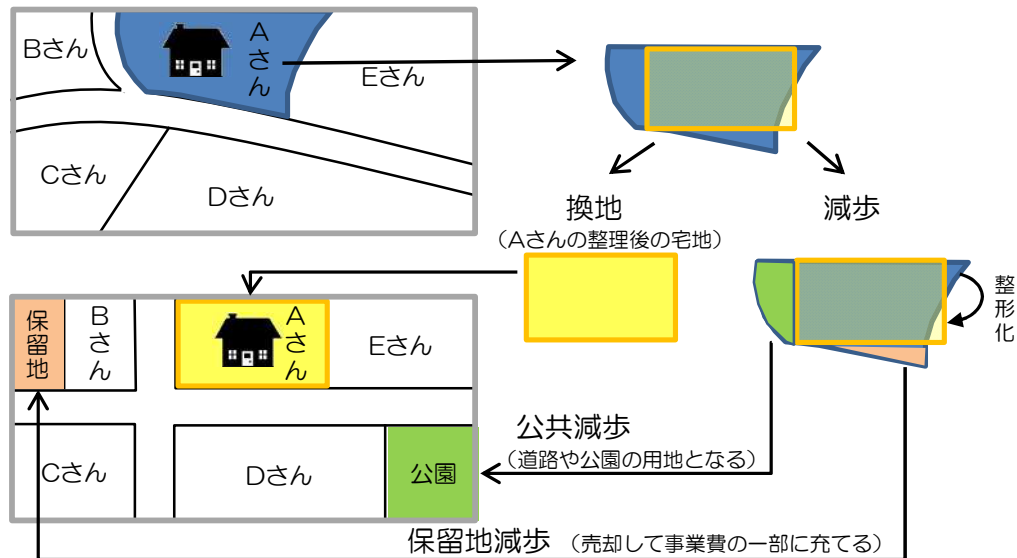
施行区分	地区名	事業主体	施行年度	認可年月日	施行面積 (ha)	換地処分 公告年月日
組合	インター周辺	組合	S62～H11	S63.3.11	20.40	H5.2.23
組合	境	組合	H1～H8	H1.7.4	53.55	H6.10.18
組合	岩井戸	組合	H10～H15	H10.11.24	2.47	H16.2.24
組合	秦野中井インターチェンジ南(秦野市・中井町)	組合	R5～R10	R5.4.14	10.18	施行中
8 箇所						
大井町						
組合	金子	組合	S60～H1	S61.2.25	2.49	H1.5.26
組合	金手第一	組合	H1～H9	H1.11.17	10.07	H9.1.24
組合	大井中央	組合	H27～R3	H27.4.10	13.48	R3.5.28
3 箇所						
松田町						
組合	下原	組合	H1～H8	H1.11.17	4.56	H8.4.12
1 箇所						
開成町						
公共団体	開成駅周辺	町	S57～H8	S57.4.1	26.46	H8.4.12
公共団体	開成駅屋敷下南	町	H6～H13	H6.9.20	2.69	H13.10.19
公共団体	駅前通り線周辺	町	R3～R15	R3.6.10	3.97	施行中
個人・共同	開成駅屋敷下	共同	S60	S60.4.12	3.26	S61.2.18
個人・共同	開成駅道通河原	共同	H3～H4	H3.11.19	0.91	H4.9.29
個人・共同	開成駅東口D	個人	H10～H12	H11.2.26	3.96	H13.3.2
組合	延沢西河原	組合	S55～S57	S55.9.19	3.82	S57.8.17
組合	松ノ木河原	組合	H14～H18	H14.9.20	5.73	H18.2.17
組合	開成町南部	組合	H19～H27	H19.11.27	26.76	H27.5.1
9 箇所						
湯河原町						
公共団体	湯河原駅下	町	S29～S45	S29.11.1	55.39	S45.9.30
公共団体	中央	町	S46～H6	S46.12.24	41.87	H7.2.17
組合	門川	組合	S12～S19	S12.6.1	2.09	S19.5.18
3 箇所						
愛川町						
公共団体	第一内陸工業団地造成 (愛川町・厚木市)	県	S38～S40	S38.11.29	238.94	S40.6.4
1 箇所						

(参考) 土地区画整理事業とは



土地区画整理事業のしくみ

土地区画整理事業は、公共施設が未整備の区域において、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、この土地をもとに宅地の整備と道路・公園等の公共施設の整備を一体的に行うものです。この結果、地権者においては地形や形状が不整形な宅地が整形化され、利用価値が高まります。下図はそのしくみを模式化したものです。



【引用文献】土地区画整合法制研究会. よくわかる土地区画整合法 改訂版. 東京, ぎょうせい, 2007, p4, ISBN978-4-324-08064-1

土地区画整理事業の用語集 1

「換地」(かんち)

土地区画整理事業では、道路・公園等の公共施設を整備すると同時に、住民が所有している個々の土地について、その元の条件を考慮しながら、より利用しやすくなるように土地の再配置を行います。この置き換えられた土地を「換地」といいます。換地には、元の個々の土地についての所有権、借地権、永小作権などの権利がそのまま移ります。

「保留地」(ほりゆうち)

土地区画整理事業の施行により整備された土地のうち、換地として定めないで、事業費に充当するために売却する土地のことで、他にも一定の目的に使用するために施行者が確保することもあります。

「減歩」(げんぷ)

土地区画整理事業は、事業に必要な土地を地区内の地権者から少しずつ提供してもらった仕組みになっており、地権者の土地の面積が事業により減少することを「減歩」と言います。減歩には、道路、公園等の公共施設の用地を確保するための「公共減歩」と、保留地を確保するための「保留地減歩」があります。

「仮換地指定」(かりかんちしてい)

施行者が必要に応じ、元の宅地の使用収益を停止し、仮に権利の目的となる宅地を指定することができるもので、これにより換地処分前であっても工事等を進めることができます。

「換地処分」(かんちしょぶん)

認可を受けて決定した換地計画（換地設計に基づき従前の土地に対してどのような換地を交付するかを定めたもの）の効力を発生する手続きのことで、換地処分の効力が発生すると仮換地が「換地」となり、元の土地は「従前地」となります。



土地区画整理事業の施行者

■ 個人（又は共同）施行

宅地について所有権もしくは借地権を有する者等は、1人で、又は数人共同してその宅地等において施行することができます。（§3 I）

■ 組合施行

宅地について所有権又は借地権を有する者（7人以上）が設立する土地区画整理組合により都道府県知事等の認可を受け、事業を実施するもので、総会等による民主的な手続きにより事業の運営が行われます。（§3 II）

■ 区画整理会社施行

宅地について所有権もしくは借地権を有する者を株主とする株式会社は、当該所有権又は借地権の目的である宅地を含む一定の区域の土地において施行することができます。（§3 III）

■ 公共団体施行

都道府県及び市町村が主体となって施行するもので、都市計画的観点に立った整備が実施されます。したがって、施行はすべて都市計画事業として行われます。（§3 IV）

■ 国土交通大臣施行

施行区域（土地区画整理事業について都市計画決定された区域）の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で、災害の発生その他特別な事情により急施を要すると認められるもののうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事とあわせて施行することが必要であると認められるものや、都道府県若しくは市町村が施行することが著しく困難若しくは不適當であると認められるものについては自ら施行できます。（§3 V）

■ 独立行政法人都市再生機構施行

一体的かつ総合的な住宅市街地その他の整備改善を促進すべき相当規模の地区のほか、国の政策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設とあわせて行う場合等で国土交通大臣が認めるものについては、独立行政法人都市再生機構が施行することができます。（§3の2）

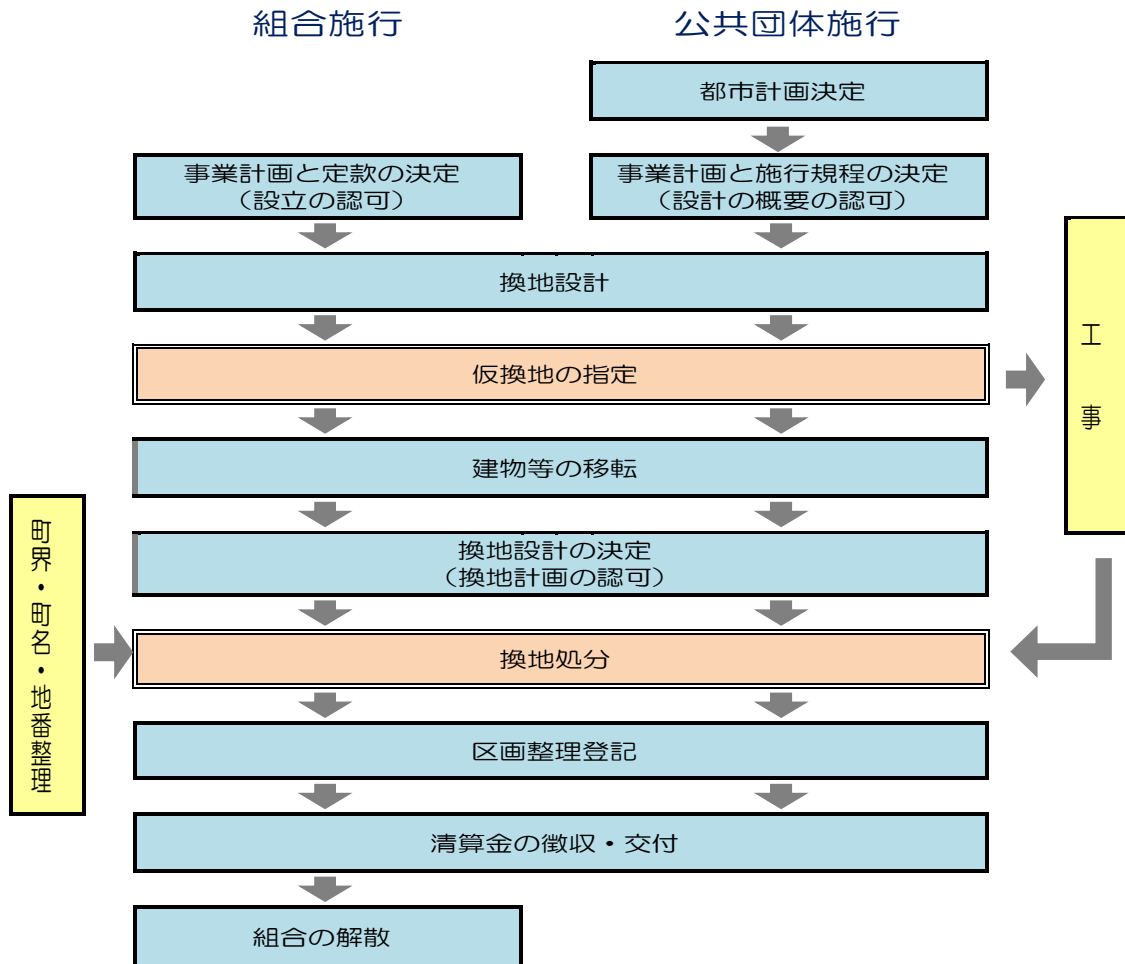
■ 地方住宅供給公社施行

国土交通大臣が宅地の造成とあわせて土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合において、施行区域の土地について施行することができます。（§3の3）



土地区画整理事業のながれ

土地区画整理事業のながれは、組合施行と公共団体施行に大きく分けると下図のようになります。



土地区画整理事業の用語集 2

「清算金」(せいさんきん)

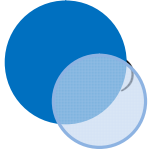
換地設計では、整理前後の宅地の位置や形、地積等をそれぞれ評価し、交付すべき地積を算出しますが、宅地の様々な事情や決められた街区の中いくつかの換地を当てはめるといった技術的な面から、必ずしも算出地積どおりの換地を与えることが出来ない場合があります。このため、これらの宅地間での不公平をなくすため、施行者が算出地積より多く割り当てられた人から徴収し、少なかった人に交付する金銭を清算金といいます。

「減価補償金」(げんかほしょうきん)

公共団体や都市再生機構等が施行する場合、整理後の宅地価額の総額が整理前より減少する場合に、整理前の宅地について所有権及び使用収益等の権利を有する人に対して交付される整理前後の宅地総額の差額に相当する金銭のことです。実際の事業施行においては、減価補償金相当額の土地を施行者が先買いすることで、事業後には減価しないようにすることが多くみられます。

「公共施設管理者負担金」(こうきょうしせつかんりしゃふたんきん)

都市計画として決定された幹線道路その他重要な公共施設等の用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事業を施行する場合、その公共施設の新設または変更に関する事業を行うべき者(公共施設管理者)が施行者の求めに応じて負担する費用のことです。



土地区画整理事業の様々なやり方

■ 特定土地区画整理事業

「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（通称「大都市法」）」に基づき、大都市地域の都市計画に定める土地区画整理促進区域内の土地について行う土地区画整理事業です。特徴としては、事業計画の中に共同住宅区、集合農地区を設けることができ、農地の所有者等にとって住宅経営と農業経営とが行いやすいようにしていること、学校用地の確保や、公的住宅の建設が必要とされる状況に対応するため、義務教育施設の創設換地、公営住宅等の同意保留地を換地計画の中で定められるようにしていること等があります。

■ 市街地再開発事業との一体的施行

土地区画整理事業の特定仮換地において、市街地再開発事業を施行するものをいいます。一体的施行を行うにあたり、市街地再開発事業に参加しようとする権利者の土地を、市街地再開発事業を予定する区域に換地する場合には、照応の原則に基づき換地を定める場合と、市街地再開発事業区制度を活用して換地を定める場合があります。特定仮換地を含む土地の区域においては、その特定仮換地に対応する従前の宅地に関する権利を市街地再開発事業の施行地区に関する権利とみなし、市街地再開発事業を施行します。

■ 敷地整序型土地区画整理事業

一定の基盤整備がなされている既成市街地内の地域で、換地手法により、相互に入り込んだ敷地の整序を行い、土地の有効利用を図ることを目的とした土地区画整理事業をいいます。

土地区画整理事業の用語集 3

「土地区画整理促進区域」（とちくかくせいりそくしんくいき）

土地区画整理促進区域は、土地区画整理事業の施行等を促進することを目的として、大都市地域内の市街化区域のうち、大部分が建築未利用地であること、住宅市街地等に近接した住居系の用途地域であること等の要件を備えた、2 ha 以上の区域について、都市計画に定めることができます。

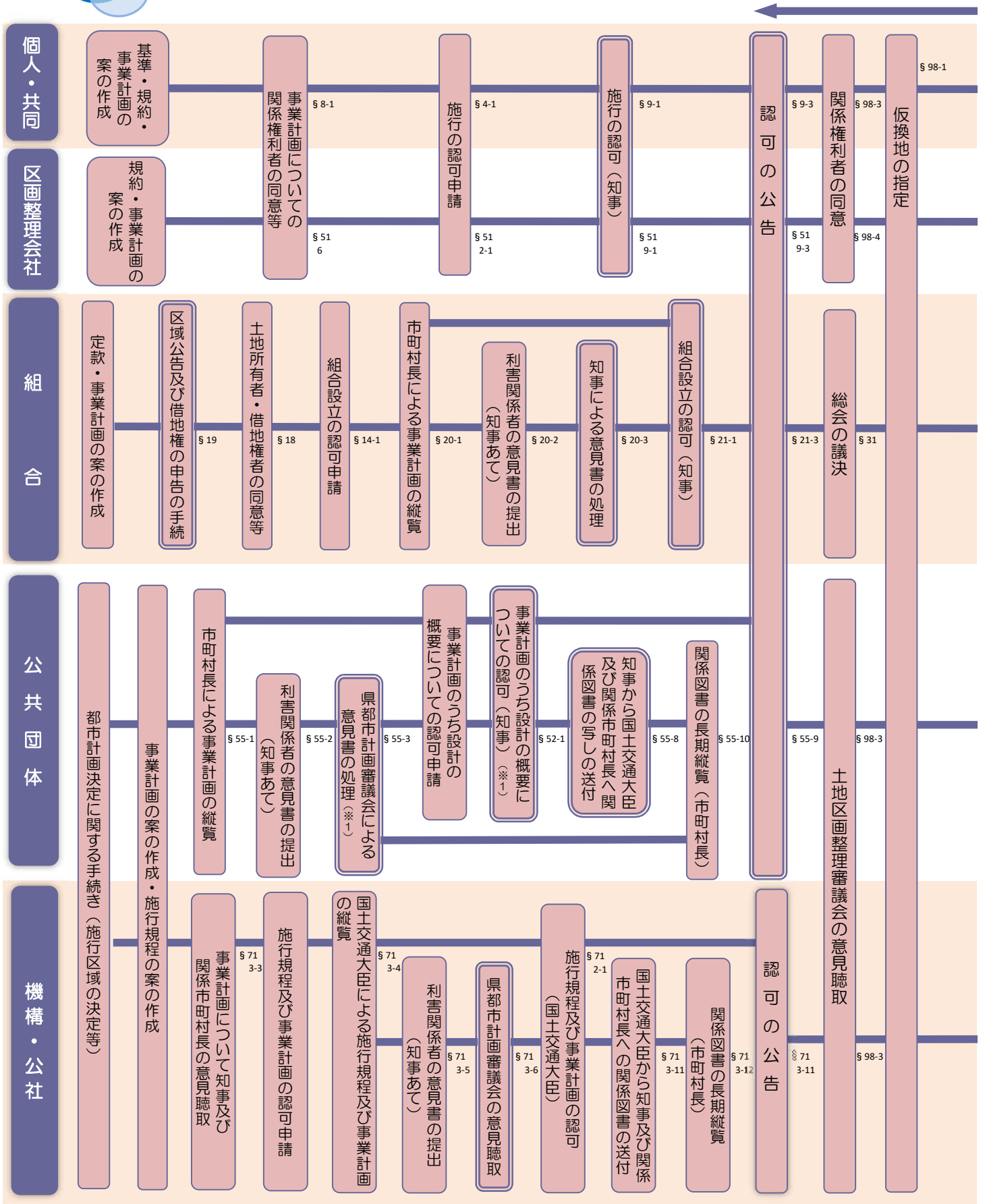
「業務代行方式」（ぎょうむだいこうほうしき）

組合施行の土地区画整理事業において、民間事業者が保留地の取得を条件として、土地区画整理組合からの委託に基づき、当該土地区画整理組合の運営に関する事務その他の土地区画整理事業の施行に関する業務の相当部分を代行する方式をいいます。

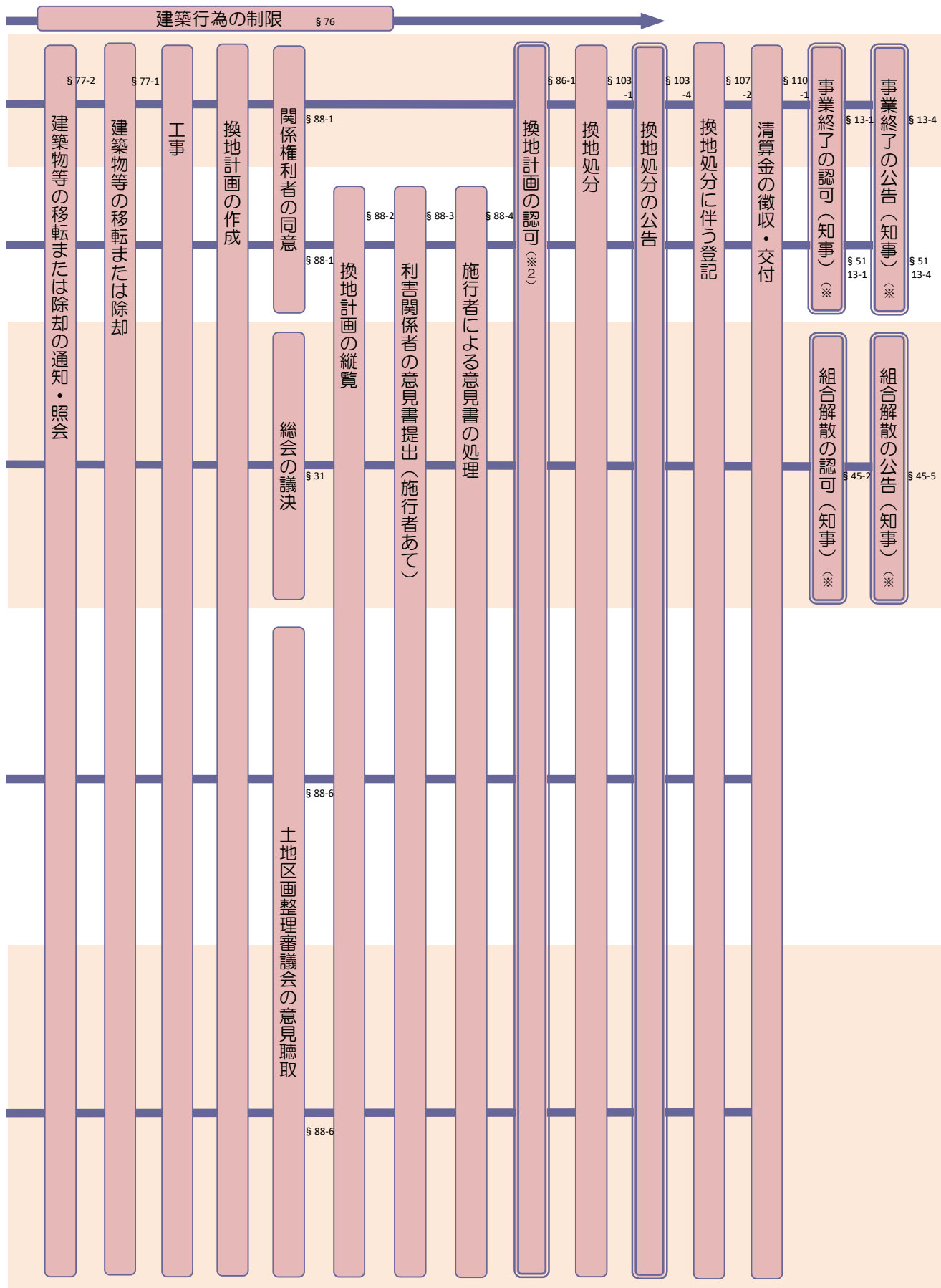


土地区画整理事業法令関係図

※ §の数字は、土地区画整理事業法の条項です。
 ※ 二重線は県の事務となります。



(※1) 政令指定都市を除く
 (※2) 政令指定都市における個人・共同、会社、組合施行を除く





土地区画整理事業関係税制の概要

フロー	内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">用地の先行取得</div>	<ul style="list-style-type: none"> 個人、組合及び会社施行土地区画整理事業において、一定の宅地造成を行う個人又は法人に対し土地等を譲渡した場合の譲渡所得課税の軽減（1,500万円控除）（区画整理会社に譲渡する場合、区画整理会社の株主等を除く。）（租特§34の2②三、65の4①三）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">都市計画の決定</div>	<ul style="list-style-type: none"> 公共団体等施行土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得課税の軽減（2,000万円控除）（租特§34②一、65の3①一） 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得課税の軽減（区画整理会社に譲渡する場合、区画整理会社の株主等を除く。）（租特§31の2②十二・十四、62の3④十二・十四）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業計画の決定</div>	<ul style="list-style-type: none"> 事業施行のため必要な登記に係る登録免許税の非課税（登法§5六） 減価補償金を交付すべきこととなる場合において公共施設充当地として土地等を譲渡した場合の譲渡所得課税の軽減（代替資産取得の特例又は5,000万円控除）（租特§33①三の五、33の4、64①三の五、64の2、65③、65の2①） 一定の期間内に土地区画整理事業により特定市街化区域農地の計画的宅地化を図る場合の固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等（地附§29の5①・③） 個人施行者又は施行者との契約に基づきその施行者に代わって土地区画整理事業を実施する優良宅地造成事業者が施行地区内に有する1,000㎡以上の一定の棚卸資産に係る地価税の軽減（地価税5分の1特例）（租特§71の7①二）→（当分の間、凍結） 再開発法、大都市法、拠点都市法による促進区域内の土地の買取りの対価に係る譲渡所得課税の軽減（1,500万円控除）（租特§34の2②二十、65の4①二十）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">仮換地の指定、 使用収益の停止</div>	<ul style="list-style-type: none"> 仮換地指定後3年以内に住宅用地として譲渡した場合で、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得課税の軽減（租特§31の2②十六、62の3④十六） 仮換地及び保留地予定地に係る固定資産税及び特別土地保有税の課税対象者の特例（地方§343⑥、585⑤）→（特別土地保有税については当分の間、凍結） 仮換地、保留地予定地又は参加組合員取得予定地を取得した場合の不動産取得税のみなし取得の特例（地方§73の2⑩・⑪） 仮換地の指定があった場合の地価税の課税価格の計算の特例（地価§20）→（当分の間、凍結） 使用収益が停止されている土地に係る特別土地保有税の非課税（地方§587の2）→（当分の間、凍結） 建築物等の移転補償費における総収入金額不算入（換地不交付に伴う移転補償金については、区画整理会社の株主等を除く）（所得§44）

建築物等の移転
又は除去

換地処分

換地処分に伴う登記

清算金の徴収交付、
減価補償金の交付

宅地の分譲

- ・ 建築物等の除却（対価）補償費についての譲渡所得課税の軽減（代替資産取得の特例又は5,000万円控除）（換地不交付により転出する区画整理会社の株主等を除く）（租特§33③ 二、33の4、64② 二、64の2、65③、65の2）
- ・ 換地処分による従前地の譲渡についての譲渡所得に係る所得税等の課税の特例（租特§33の3①、33の6、65① 三）
- ・ 換地処分による従前地の譲渡についての事業所得等に係る所得税等の課税の特例（租特§28の4③三、63③三）
- ・ 換地処分による換地の取得及び施行者の保留地（大都市法、拠点都市法、中心市街地活性化法、バリアフリー法）の取得に対する不動産取得税、特別土地保有税（取得分）の非課税（参加組合員が取得する宅地に係るものを除く）（地方§73の6③、587）→（特別土地保有税については当分の間、凍結）
- ・ 従前地が非適用土地であった場合における換地及び保留地に係る特別土地保有税（保有分）の非課税（地方§587）→（当分の間、凍結）
- ・ 利便施設等の用に供する土地を施行者から取得した場合の特別土地保有税の非課税（地方§586②）→（当分の間、凍結）
- ・ 換地又は保留地に係る固定資産税の課税対象者の特例（地方§343⑥）
- ・ 換地処分に伴う登記に係る登録免許税の非課税（同意施行者が取得する保留地、参加組合員が取得する宅地及び保留地の処分に係るものを除く）（登法§5六）
- ・ 事業の施行に伴う地番変更の登記に係る登録免許税の非課税（登法§5五）
- ・ 清算金及び減価補償金に係る譲渡所得課税の軽減（代替資産取得の特例又は5,000万円控除）（換地不交付の場合の清算金については、区画整理会社の株主等を除く）（租特§33① 三、33の4、64① 三、64の2、65③、65の2）
- ・ 組合、会社又は公共団体等施行の土地区画整理事業で、既存不適格建築物等の存する一定の宅地について土地区画整理法§90により換地不交付とされた場合の清算金に係る譲渡所得課税の軽減（換地不交付の場合の清算金については区画整理会社の株主等を除く）（1,500万円控除）（租特§34の2②二十一、65の4①二十一）
- ・ 過小宅地として換地不交付とされた場合に取得する代替不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例（地方§73の14⑧）
- ・ 換地処分に伴い特別勘定を設けた場合の特例（租特§65③、64の2）
- ・ 優良宅地の分譲についての事業所得等に係る所得税等の特例（租特§28の4③六・七、63③六・七）
- ・ 宅地開発税の免除（地方§703の3③）
- ・ 大都市法、拠点都市法、中心市街地活性化法、バリアフリー法、被災市街地法による同意保留地の対価に係る譲渡所得課税の軽減（1,500万円控除）（租特§34の2②二十、65の4①二十）

（注）租特：租税特別措置法、登法：登録免許税法、地方：地方税法、地附：地方税法附則、地価：地価税法、所得：所得税法



県土整備局 都市部 都市整備課 土地区画整理グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話(045)210-1111(代表) (内線 6201~6204)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2n/cnt/f310/index.html>